

信州の安心なお店認証制度実施要綱

<総 則>

(目的)

第1 この要綱は、県内事業者が講じる新型コロナウイルス感染症予防対策について、県が認証する制度を設けることにより、県民、県の区域に滞在する者及び事業者の安心と信頼を提供し、適切な感染防止と健全な経済活動の両立に資することを目的とする。それに加え、新型コロナウイルス感染症対策の望ましい取り組みを県内展開することで、県内の新型コロナウイルス感染拡大防止の契機作りとする。

(対象)

第2 信州の安心なお店認証制度（以下、「認証制度」という。）の対象となる者は、県内事業者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすもの（以下「対象事業者」という。）とする。

- (1) 知事が別に定める事業を営む者であって、県内に専ら集客を目的とする事業用施設（支店や事業所等を含む。以下「対象施設」という。）を有すること。
- (2) 対象施設が「新型コロナ対策推進宣言」を行っており、それに加えて県が定める新型コロナウイルス感染症対策に関する取り組みを講じていること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(基準)

第3 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき新型コロナウイルス感染症の予防に必要な対策に係る基準（以下、「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、必要と認めるときは、認証基準の改定を行うものとする。

< 認証等 >

(申請)

第4 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設において自らが実施すべき新型コロナウイルス感染症対策を定め、知事が別に定める方法により、知事に申請するものとする。

(認証等)

第5 前条の規定により対象事業者から認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は原則として、申請に係る対象施設の現地調査を実施し、対象施設が認証の基準を適合しているかについて確認を行うものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設について、その旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、信州の安心なお店認証制度審査結果通知書（様式第1号）により対象施設を認証した旨を通知するとともに、認証を表象する認証ステッカーを交付するものとする。

4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は認証しないこととした理由等を示すよう努めるものとする。

(公表)

第6 知事は、対象事業者からの申請を認証した場合には、認証事業者及び施設（以下「認証施設」という。）について県ホームページ等で公表することとする。

(認証ステッカーの利用等)

第7 認証事業者は、認証施設において認証ステッカーを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証ステッカーを貼付けすることをいう。以下同じ。）するとともに、認証施設が「信州の安心なお店」であることを広告等で利用、発信することができる。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカーを破損又

は汚損、若しくは亡失したときは、様式第2号により認証ステッカーの再交付を求めることができる。

3 認証事業者は、認証ステッカーを第三者に譲渡する等、自社利用以外のために供してはならない。

(有効期間)

第8 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

(変更の報告)

第9 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他の認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、信州の安心なお店認証制度認証事項変更届(様式第3号)により、知事に報告するものとする。

(認証の更新)

第10 認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、認証満了日の2カ月前までに、知事が定める方法により知事に認証の更新を申請するものとする。

2 第5の規定は、前項の更新の申請に準用する。

(調査等)

第11 知事は、必要があると認めるときは、認証施設を調査し、認証に係る新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(事業者からの相談対応)

第12 知事は、対象事業所が行う新型コロナウイルス感染症対策に関して適切な指導及び助言を行うこととする。

(認証事業者の責務)

第13 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る新型コロナウイルス感染症対策を誠実に実施し、及びその従業員に対策の実施を徹底させること。
- (2) 認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事が行う認証施設に係る調査に協力すること。
- (4) 本事業のほか、「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守する等、県が実施する新型コロナウイルス感染症対策に係る事業について積極的かつ継続的に努めること。

(認証の辞退)

- 第 14 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、信州の安心なお店認証制度辞退届（様式第 4 号）により辞退を申し出ることとする。
- 2 前項の申し出をした対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「信州の安心なお店」の名称の利用を止めなければならない。
 - 3 知事は、第 1 項の申し出をした対象事業者が認証ステッカーの利用を止めていること等について、確認を行うこととする。

(認証の取消し)

- 第 15 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して、状況等の改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。
- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 第 1 項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「信州の安心なお店」の名称の利用を止めなければならない。

<感染症発生時の措置>

(認証の効力の一時停止)

- 第 16 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者の発生が判明したとき（以下「患者発生時」という。）は、知事は、当該認証施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合において、認証事業者は、直ちに、認証ステッカーの利用及び「信州の安心なお店」の名称の使用を止めなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

- 第 17 患者発生時において、その原因が認証に係る新型コロナウイルス感染症対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちに信州の安心なお店認証制度取消通知書（様式第 5 号）によりその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から 6 カ月間は再認証の申請を行う

ことができないものとする。

(認証の効力の回復)

第 18 患者発生時において、その原因が第 17 第 1 項に掲げるものではないことが明らかとなったときは、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）できるときから、認証ステッカーの利用及び「信州の安心なお店」の名称使用を再開することができるものとする。

<まん延の防止に関する措置との関係>

第 19 認証等の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、知事は、認証（更新を含む。）の申請の受付を停止し、及び認定施設における認証の効力を一時停止することができる。

(1) 長野県の区域内において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。

(2) 前号の措置に係る新型コロナウイルス感染症のまん延の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当ではないと認めたとき。

2 知事は、前項の規定により認証の効力の一時停止を講じるに当たっては、県ホームページで公表することとする。

<雑 則>

(免責)

第 20 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第 21 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。

(制度の終了等)

- 2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

様式第1号（第5関係）

第 号
令和 年 月 日

（申請者） 様

長野県知事 名

信州の安心なお店認証制度審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった信州の安心なお店認証制度について、信州の安心なお店認証制度実施要綱第5第1項の規定に基づき確認を行った結果を、以下のとおり通知します。

1. 認証の可否

認証する。

認証しない。（理由： ）

2. 認証番号

第 号

3. 認証施設

申請者：

施設名（店舗名）：

所在地：

4. 認証期間

<備考>

県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

様式第2号（第7関係）

令和 年 月 日

長野県知事 様

申請者氏名
事業所名（店舗名）
所在地

認証ステッカー再交付申請書

信州の安心なお店認証制度実施要綱第7の規定により、認証ステッカーの再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 認証番号

第 号

2. 認証施設

申請者：

施設名（店舗名）：

所在地：

3. 再交付申請の理由

（注）再申請に当たっては信州の安心なお店認証制度実施要綱第7第2項に列挙する事由に該当する場合のみ申請可能であり、それ以外の理由による再交付の申請は受理しかねます。

様式第3号（第9関係）

令和 年 月 日

長野県知事 様

申請者氏名
事業所名（店舗名）
所在地

信州の安心なお店認証制度認証事項変更届

信州の安心なお店認証制度実施要綱申請内容に変更が生じたため、同要綱第9の規定に基づき、以下のとおり報告いたします。

1. 認証番号

第 号

2. 認証施設

申請者：

施設名（店舗名）：

所在地：

3. 変更事項（該当するものを○で囲んだうえで、必要事項を記入してください。）

（1）チェックシートに記載した感染症対策の取組みの変更

（申請時に提出したチェックシートと共に、変更後のチェックシートを提出してください。）

（2）認証施設の名称の変更

変更前：

変更後：

（3）認証施設の所在地の変更

変更前：

変更後：

（4）その他の変更

変更前：

変更後：

様式第4号（第14関係）

令和 年 月 日

長野県知事 様

申請者氏名
事業所名（店舗名）
所在地

信州の安心なお店認証制度辞退届

信州の安心なお店認証制度実施要綱第14の規定により、認証制度を辞退したため、以下のとおり申請いたします。

1. 認証番号

第 号

2. 認証施設

申請者：

施設名（店舗名）：

所在地：

3. 辞退の理由

様式第5号（第17関係）

令和 年 月 日

（申請者） 様

長野県知事 名

信州の安心なお店認証制度取消通知書

年 月 日付けで認証したことについて、信州の安心なお店認証制度実施要綱第17第1項の規定に基づき、次のとおり認証を取り消します。

については、同第2項の規定に基づき、直ちに認証ステッカーを破棄するとともに、「信州の安心なお店」を広告等で利用、発信している場合には、直ちにその利用、発信を中止してください。

1. 認証番号

第 号

2. 認証施設

申請者：

施設名（店舗名）：

所在地：

3. 取消しの理由